

平成 28 年度事業計画書

自 平成 28 年 4 月 1 日

至 平成 29 年 3 月 31 日

平成 28 年度基本方針

ダンス人口の高齢化、風営法の改正など、社交ダンス界には大きな波が押し寄せ、全ダ連を取り巻く環境は厳しいものとなってきている。こうした時こそ、伝統ある全ダ連として会員である教師協会や地域会と一致団結し、引き続き社交ダンスの技術と品格を守り、社交ダンスの振興発展に努めていくべきものと考え

る。そのため、28 年度においては、資格認定事業、研修事業を基幹とし、教師協会や地域会参画のもと、少しでも多くの参加者を募りその基盤の安定化を図るものとする。同時にダンス愛好者の輪を広げ、広く社会に普及し、社交ダンスの発展に貢献するため、ダンス普及事業、ウェルフェア事業の拡充、展開を図る。さらにダンス教授所に対する指導・助言及び認定事業・広報啓発事業について教師協会や地域会と共にその展開を模索するものとする。特に、会員相互の意思疎通、交流を深めるためメーリングリストの活用など、広報交流活動を活性化するものとする。

1 資格認定事業（資格認定委員会）

ダンスを正規に教授する能力を有するダンス教師を養成するため「認定講習」及び「認定試験」を実施する。

また、ダンス教師の技能及び知識の向上を図るため「昇級試験」を実施する。

(1)ダンス教師認定講習/昇級試験

地域会ごとに年 2 回実施する。

	実施日	摘要
前期	平成 28 年 6 月 9 日(木)	A 第 62 回 M 第 61 回 L&F
後期	平成 28 年 11 月 10 日(木)	A 第 63 回 M 第 62 回 L&F

(2)ダンス教師認定試験

本部主催によりおおむね年 2 回実施する。

2 カリキュラム承認事業（カリキュラム作成委員会）

ダンス教師認定講習のカリキュラムの見直しを行う。

3 アマチュアダンス技術検定試験事業（アマチュアダンス技術検定委員会）

ダンスの普及及び技術向上のため、アマチュアダンス技術検定試験を実施する。

4 ANADアマチュア指導員資格試験事業（ANADアマチュア指導員資格認定委員会）

- (1) ダンスの普及と向上を目指し、ANADアマチュア指導員資格試験を実施する。
- (2) ANADアマチュア指導員資格試験審査員講習を実施する。
- (3) 技術向上の為に年1回のANADアマチュア指導員指定研修会を開催する。
- (4) ANADアマチュア指導員資格試験事業の見直しを図ることとする。

5 ウェルフェアダンス普及事業（ウェルフェアダンス指導員認定委員会）

- (1) 広く一般のダンス愛好家にダンスに対する理解と信頼を高めるとともに、ダンスを通じ社会に貢献すべく、福祉施設や高齢者施設等を訪問しダンス講習を行う。

会員主催の公益事業予定

地域会	主催者	開催時期
北海道	北海道ダンス教師協会	平成28年7月～10月
東北	(社)青森県社交ダンス教師協会	平成28年10月～
北関東	栃木県ダンススポーツ教師協会	平成28年5月～
	埼玉県プロ・ダンス教師協会	平成28年6月～11月
南関東甲信越	長野県スポーツダンス教師協会	平成28年6月～11月
東京	東京社交舞踏教師協会	平成28年6月～9月
	日本ボランティアダンス協会教師会	平成28年4月～9月
中部	フリーダム愛知県ダンス教師協会	平成28年11月～12月
	愛知県ソシアルダンス教師協会	平成28年9月～11月
	グローバルダンス教師協会	平成28年8月～11月
	愛知コレオダンス教師協会	平成28年9月～11月
	スターラインダンス教師協会	平成28年9月～12月
	福井県ダンススポーツ教師協会	平成28年4月～10月
近畿	日本プロフェッショナルダンス教師協会	平成28年9月～12月
	南近畿舞踏教師協会	平成28年5月
	京都ロイヤルダンス教師協会	平成28年4月～6月
	西部日本ダンススポーツ教師協会	平成28年11月～
	滋賀県ダンス教師協会	平成28年7月～10月
中国	山口県ダンス教師協会	平成28年6月～12月
四国	徳島県ダンス教師協会	平成28年6月～10月
	高知県ダンス教師協会	平成28年4月～8月
九州	熊本県社交ダンス教師協会	平成28年11月～

- (2) 全ダ連の社会的認知度を高める為に福祉のイベント・発表会等へ積極的に参加し、委員会の活動をPRすると共に新規会員の発掘に努力する。
- (3) 身体に障がいを持つ人々の健康増進や心身のリハビリの一環に寄与するため、車椅子ダンス並びにブラインドダンスの普及に努める。

- (4) ウェルフェアダンス（車いす・ブラインド・手話）の指導者となる人材を育成し認定を行う。
ウェルフェアダンス指導員認定講習を実施する。
又、プロ・アマを問わず福祉の現場で活動するコミュニティー・スタッフを育成し認定を行い、組織的に地域社会へ貢献する活動の輪を広げる。認定者は会員登録するものとし、ホームページへ地域ごとに氏名の掲示を行う。
- (5) ウェルフェアダンス指導員及びコミュニティー・スタッフメンバーの福祉活動報告を全ダ連ホームページに掲載する事により、一般社会へこれを認識していただくと共に全国構成員に対し社会貢献活動への喚起を促す。

6 ダンス教授所に対する指導・助言及び認定事業（ダンス教授所及びジュニア育成教室認定委員会）

- (1) 連合会はダンス教授所に対し、自主規制要綱とカリキュラムに基づいて適正に運営されるよう指導助言し、認定ダンス教室の認定を行う。認定をしたときには、認定証並びに「全ダ連認定ダンス教室ステッカー」を交付する。
- (2) ダンス教授所の音楽著作権使用料を廉価に提供するため、一般社団法人日本音楽著作権協会と団体契約を継続し、ダンス教授所の団体契約の促進を図る。
- (3) 文部科学省の「土曜学習応援団」は、全国展開となるため、指導者育成、講習マニュアル、年齢別カリキュラム作成等、早期に対応する必要性に迫られており、現在登録されているジュニア育成教室並びにジュニアダンス普及指導員に協力要請を行うと共に新規賛同者を募り、実践に繋げていく。

7 広報啓発事業（広報・出版・IT委員会）

- (1) ダンス教授所及びダンス教師の品位を保持し、ダンス教授の適正化を図るため、必要な広報活動を行う。また、全ダ連だより第 20 号を発行する。
- (2) ダンス界の適正な発展のため、関係諸団体の広報誌、プログラム、会報及びインターネットを通じ、健全なダンス事業の普及活動を行う。
- (3) ホームページの充実化を図り、会員及び一般のダンス愛好家に興味深い記事、案内等を掲載する。
- (4) メーリングリストを活用し、速やかな情報発信をする。

8 出版事業（広報・出版・IT委員会）

- (1) 従来の教本及び新規採用教本の販売をする。
- (2) アマ検事業に伴う教本・教材の企画・制作を行う。
- (3) ジュニア指導員参考DVDの企画・制作を行う。
- (4) 普及用教材の取り扱いの拡大を模索する。

9 研修事業

ダンス教師の、ダンスを指導するために必要な技能及び知識の向上を図るため、本部及び教師協会ごとに指定研修会を実施する。

- (1) 本部主催の指定研修会(賛助会員(個人)対象)を実施する。
- (2) 教師協会ごとの指定研修会の充実を図る。

10 ダンス普及事業(ダンス普及委員会)

- (1) ダンスフェスティバル地方開催のための実施要綱の見直しをする。
- (2) ダンスフェスティバル地方開催の促進を図る。
- (3) 第2回全国大会を実施する。

11 諸会議の開催

【通常総会】 平成28年5月12日(木) (弘済会館)

【理事会】 第1回理事会: 平成28年4月28日(木)
会長が必要と認めたとき、第2回理事会及び臨時理事会を開催する。

【常任理事会】 会長が必要と認めたとき、随時開催する。
全ダ連の運営全般について審議し、連合会の業務推進に努める。
審査事項は理事会の承認を得る。